

2020（令和2）年度 東北大学法科大学院入学試験（追加募集）
試験科目：刑事法（刑法）

以下の各設問に答えなさい。

【事例1】

XとYは古くからの友人であり、いずれもVから100万円ずつの借金をしていて、二人の借金はすでに弁済期が到来しており、Vから再三取り立てを受けていたが、いずれも失業中で金銭を用意できないことから、弁済を引き延ばしにしていた。XとYは、これ以上Vは待ってくれないであろうと思いつつも、しかしなお金銭を用意できないことから、解決策を相談し合った。Xは、「俺たちとV以外に、この借金の存在を知っている人はいないだろう。こうなったら、Vの家に侵入して、彼が保管している借用証書を奪って廃棄してしまおう。二人で捜せば、きっと見つかるはずだ。そうすれば証拠もなくなって、Vも泣き寝入りするしかないだろう。」と提案した。Yは、躊躇したものの、その後、Vは一人暮らしであること、毎日午後9時ころから1時間ほどジョギングをする日課があり、その時間帯は留守になることが分かったため、最終的にXの提案に乗った。犯行当日午後9時、Vが日課通りにジョギングに出かけたのを確認したXとYは、Xが用意した道具で玄関ドアを開けてV宅に入り、手分けして借用証書を捜した。30分ほどでXが借用証書を発見し、同証書を持ってYとともにV宅を去った。

【設問1】 【事例1】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の罪は除く。）。

【事例2】（【事例1】の下線部分に代えて、以下の事実があったものとする。）

30分ほどして、Xが借用証書を発見し、ポケットにしまった。Yに報告しようとしたところ、その日は体調が芳しくなかったために早めにジョギングを切り上げて帰宅したVと鉢合わせてしまった。Xは、慌てて動揺すると同時に、「見つかってしまった以上、Vを殺害してしまおう。その方が債務をより確実に免れることもできる。ついでにV宅にある金品も奪ってしまおう。」との思いに至り、V宅の台所から刺身包丁を持ち出し、Vの胸部にそれを複数回刺し、その場で失血死させた。騒ぎを聞いてやってきたYに対し、Xは、「すまない。見つかってしまって、こうするしかなかったんだ。ついでだから、金目のものを持って行こう。お前も金には困っているだろう。」と言った。事の次第を理解したYは、予想外の事態に驚愕したが、しかし金に困っていることはたしかであり、すでに起こってしまったことは仕方がないとも思い、Xの提案を受け入れ、XとともにV宅内を物色し、目ぼしい金品を持って、V宅を去った。

【設問2】 【事例2】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の罪は除く。）。